

平成30年度第10回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成31年1月9日(水)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(13名)

1番	清 宮 正	3番	鈴 木 孝 徳
4番	石 渡 文 久	5番	三 須 健 行
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄 (議長)		

4 欠席委員(1名)

2番 渡 貫 茂

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯 浅 明 弘

主査補 高 橋 成 治

主査補 相 川 正 巳

主任主事 西 山 壮 大

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長 皆様こんにちは、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より、平成30年度第10回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会でございますが、2月8日（金）に開催を予定しております。

次に、2月6日（水）に、農地利用最適化推進委員と合同で、茨城県龍ヶ崎市の有限会社横田農場へ、視察研修を実施いたします。

また、本日の総会后、農地利用最適化推進委員と合同の農業者年金研修を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 皆様新年明けましておめでとうございます。昨年は、委員会業務にご尽力いただきありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。本年は平成最後の年を迎える訳でございますが、県議会選等、大きな選挙がございますけど、これから大変な1年になるのかと思います。本年も、佐倉市農業振興のために皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日も慎重なるご審議をお願いします。それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成30年度第10回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたし

ます。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。議席番号、13番「木内 正夫委員」
議席番号14番「眞野 文雄委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号、平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について
議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について
以上、5議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項及び第2項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第3項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は農業廃止のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありました。第1項及び第2項について、三須委員より報告をお願いいたします。

———（三須委員報告）———

○三須委員 議席番号5番、三須です。議案第1号第1項及び第2項について、報告します。権利者の■■■さんは、申請地の近隣を耕作しており、また、自宅から近いため、耕作に便利のため、購入する事となったそうです。

問題はないものと思われしますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長 ただいま、三須委員より報告がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。議案第1号第1項及び第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項及び第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項については、農地利用最適化推進委員の池田委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。池田委員を入场させて下さい。

———（池田委員着席）———

○議長 池田委員から、第3項の調査報告をお願いいたします。

———（池田委員報告）———

○池田農地利用最適化推進委員 農地利用最適化推進委員の池田です。

議案第1号第3項の調査報告をいたします。

権利者の■■■さんは、結婚して、■■■の実家を出ていましたが、数年前に、ご主人と一緒に実家に戻って来て、ご夫妻で、農業を手伝っています。

実家の、母親が高齢であり、現在は、ご夫婦が中心となって、農業を行っております。

義務者の■■■さんは、相続により、農地を取得し、農家ではないので、今回、■■■さん

が、自作地の隣接地や近隣の農地で、耕作に便利なので、購入する事となったそうです。問題は無いものと思われしますので、よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、池田委員は退席して下さい。

———（池田委員退席）———

○議長 池田委員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願ひいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号は、■■■■が、太陽光発電施設用地として、■■の畑2,200㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、山林等に囲まれた小規模な農地で、第2種農地と思われまして。

計画としましては、1枚275Wの太陽光パネルを合計368枚設置、101.2KWを発電するものでございます。敷地内の周囲は高さ1.5mのネットフェンスで囲み、敷地内は舗装しないので、雨水は自然浸透するものと思われま

す。許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありました

が、議案第2号については申請人を呼んであります。それでは、議案第2号の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 皆さん、忙しい中ご苦労様でございます。申請者の■■と申します。よろしく

お願いします。今回、申請させていただいた件ですが、私の自宅に近い所有地の畑、2,200㎡に太陽光発電施設を整備するために、農地転用の申請をいたしました。

整備内容としましては、1枚275Wの太陽光パネル、368枚、合計101.2KWを整備し、敷地については土のまま使用予定でございます。

整備費については、整地費、施設の整備で約、1千4百万円で、自己資金で対応する予定でございます。

隣接地の対応としまして、地主には、太陽光発電施設の整備について説明をし、了解を得ております。

東京電力の接続申請については、平成26年11月17日に行っており、平成26年3月24日に、経済産業省の認可を受けております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。申請地の真ん中に赤道がございますが、これの確認はされていますか。

○議長 申請人

○申請人 現状は荒れていますが、私の父親と耕作をしていた頃に、自分の畑と、道との境は、分けています。境木も植えてあります。境界は解るようになっていません。

○議長 長澤委員

○長澤委員 赤道の管理者は、佐倉市になっています。そちらの管理者と協議をして、査定が必要になってくると思います。真ん中が赤道になっていて、両側を申請していますので、道路との確定が必要になってきます。その手続きをやっていたくように、道路管理課、管理者の方と、協議していただけるようにしていただきたいと思います。

○議長 事務局

○事務局 相川 長澤委員、確認ですが。事業地の真ん中が赤道になっているので、道路管理者と、確定協議していただくようにして下さいという事でしょうか。

○長澤委員 一体的に利用するなら、場合によっては、付け替えが可能性もあるので、その辺も併せて、協議していただければと思います。

○議長 事務局

○事務局 相川 あくまで、赤道は活かして、両脇を、申請するという事ですよ。一体的に利用はしないですよ。

○議長 申請人

○申請人 分けてやります。

○議長 長澤委員

○長澤委員 整理させていただきますと、真ん中に赤道があります。これは、市が管理しています。この周辺を整備する場合は、道路の確定が必要になってきます。

○議長 事務局

○事務局 相川 確定協議をするのが、最善だと思いますが、確定協議をするには、お金もかかりますし、大変な手間がかかります。そこまでは必要はないと思います。道路管理者と協議をして、現況の道路幅より、■■さんの土地の方に、50センチとか1mとかバックして、事業を進めるという事で、良いと思うのですが。確定協議がどうしても必要でしょうか、長澤委員どうですか。

○議長 長澤委員

○長澤委員 そういう形になるのですが、場合によっては、明らかに、赤道を占有しないと言うところまで、必要になるかと、道路管理者の判断が必要になりますので、協議していただければと思います。

○申請人 市の何課ですか。

○長澤委員 土木管理課です。

○申請人 土木管理課に確認いたします。

○事務局 確認をして、適切な方法を取って下さい。

○申請人 はい、解りました。

○議長 他に何かありますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
採決にあたって何かありますか。事務局長

○事務局長 長澤委員、事務局の相川の方からありましたが、今回の審議そのものは、出来ますので、お間違えの無いように、お願いいたします。以上でございます。

○議長 長澤委員

○長澤委員 実は、現地を確認しています。現地は荒れていて、赤道の状況が解らないので、対応をお願いしました。

○議長 他に何かございますか。ないようですので、議案第2号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページ～6ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項～第2項は、公益社団法人佐倉市観光協会が、佐倉チューリップフェスタの来場者用の駐車場として、角来の水田、5,196㎡を平成31年3月9日～5月5日の、約2か月の期間、一時転用しようとするものでございます。

申請地は、佐倉ふるさと広場の反対側で農業振興地域内の農用地区域でございます。

計画としましては、チューリップフェスタの来客用の駐車場、240台分を整備するものでございます。また、申請地は、転圧のみで使用する予定でございます。

続きまして、第3項～第12項は■■■■■■■■■■が、建売分譲住宅用地として、開発面積合計21,289.67㎡の内、■■の畑、15,549.49㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、■■■■■■■■■■に隣接した小規模な農地で、農地区分は第3種農地と思われま。

今回の申請は平成23年6月24日総会において、許可相当となり、千葉県が、資金計画書の不備のため、平成24年2月2日付で不許可とした案件でござい

す。

今回、資金が調達できたため、再申請されたもので、計画内容については、前回と同様でございます。

計画としては、57棟の建売分譲住宅を建設するもので、1件当たりの敷地面積は、約160㎡、また、1件当たりの延床面積は、99.91㎡となっております。

尚、開発の許可も、農地転用の許可と同時に許可がされる見込みでございます。

続きまして、第13項～第15項は、■■■■■■■■■■が、資材置場及び車両置場用地として、既存の事業所の隣接地である、■■の畑、1,617㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、資材置場等が散在する小規模な農地で、農地区分は第2種農地と思われれます。

計画としましては、従業員及び来客用、また建設重機の車両置場と建設資材を置くもので、周囲をコンクリートブロック2段積、また、ネットフェンスで囲み、敷地内は砕石敷とするものです。

雨水については、砕石敷なので、自然浸透するものと思われれます。

許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、議案第3号については申請人を呼んであります。

それでは、議案第3号第1項及び第2項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 佐倉市産業振興部産業振興課観光班の■■と申します。よろしくお願いたします。公益社団法人佐倉市観光協会の■■と申します。本日はよろしくお願いたします。

今回ご審議いただきたいのは、平成31年3月30日（土）～平成31年4月21日（日）に開催予定でございます。第31回チューリップフェスタの臨時駐車場の設置に関わるものです。これに伴いまして、申請期間は、準備期間と現状復旧期間

を含めて、3月9日～5月5日までの期間を一時転用として申請しました。来場者の渋滞の緩和をし、利便性を図るものでございます。大規模な土地の改変はせず、転圧のみとして使用いたします。以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
採決にあたって何かありますか。

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第1項及び第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第1項及び第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号第3項～第12項については申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請の代理をしております。■■■■■■■■の■■と申します。

■■■■■■の■■と申します。よろしくお願いいたします。

農地転用に係る申請でございます。事業計画の概要は、建売分譲住宅57棟、道路、電柱、ごみ置場、防火水槽、調整池、集会場等を設置する開発を行います。造成に関しては、現況を計画高まで整地し、区域外への土砂等の流失を防ぐ対策を行います。施設の計画は、給水は、市の水道を使用し、雨水につきましては、道路側溝に集水し、新設する調整池に流入させます。雑排水については、公共下水道に接続する計画で考えております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 こちらの開発行為につきましては、10年前に事前協議が終わっている案件と思いますが、その後、周辺の環境など変わっていると思いますが、それらの対応と併せまして、こちらの方の計画の中で、変わった物はあるのでしょうか。確認させて下さい。

○議長 申請人

○申請人 現況の変化はございません。また、当初の計画どおり進めて行くものです。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい解りました。

○議長 他に何かございますか。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番眞野と言います。工事の時の搬入等、■■■■■の前を通過して行きますか。

○議長 申請人

○申請人 県道から、■■■■■の前を通るルートで考えております。期間につきましては、許可がおりましてから、造成工事に1年位、見ております。

○議長 眞野委員

○眞野委員 通学路なので充分注意して下さい。

○申請人 はい、充分注意いたします。

○議長 他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第3項～第12項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第3項～第12項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号第13項～第15項については申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請の代理をしています。行政書士の■■■と申します。よろしくお願いたします。今回は、■■■の土地につきまして、土地の所有者である、■■■さんと■■■

■さん、譲受人の■■■■■■■■■■さんから、依頼を受け、申請させていただきました。今回の土地の件ですけど、既存の施設が隣接地にございまして、今回申請しました■■■番地と■■■■■■番地、■■■■■■番地の土地の東の方にあたる土地一体を、以前より、■■■■■■■■■■の方で、資材置場として利用しておりました。資材としましては、ボーリングをする時の杭打ち、そういった機材を扱っております。かなり大型の重機を使って作業をしておりますので、かなりの広さが必要となりますので、現在使っている土地が直に公道に接している部分、赤道の幅が3.64と2間しかなく、そのため、■■■■■■番地を実際使っていて、そのため、違反是正と共に、今回、既存の施設の、事業拡大という事で一体に利用する事により、申請させていただきました。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員。

○長澤委員 議席番号7番、長澤でございます。土地利用計画図を見ると、赤道があります、杭があるようですが、境界は確定していますか。

○議長 申請人

○申請人 南側の赤道は、境界確定をしております。■■■と■■■■■■の隣接につきましては、10月に道路管理課に申請をして、立ち合いをしまして、確定協議書まで、進んでおります。

○議長 長澤委員

○長澤委員 そうしますと、赤道を挟んで、事務所と資材置場となり、赤道を占有してしまう形になってしまうのではないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 ここにつきましては、利用者としては、道路との境をはっきりさせて、道路を使用できるようにし、申請人は使う事はありません。

○議長 長澤委員

○長澤委員 この建物、合法的な建物ではないのではないですか。

○議長 申請人

○申請人 事務所は、プレハブの建物で、土着していない建物でございます。物置についても、コンテナを直置きしている状態でございます。

○議長 長澤委員

○長澤委員 問題のある建物であるという事ですね。

○議長 申請人

○申請人 はい、そうなります。

○議長 長澤委員

○長澤委員 当然、担当部署の方と調整していただく形になると思いますが、赤道については、占用しないように、お願いいたします。また、併せまして、既に使用しているようですので、許可を得てから使用するようお願いいたします。

○議長 申請人

○申請人 貴重な意見ありがとうございます。指摘していただいたとおりに、従いまして、進めて参ります。

○議長 他に何かございませんか。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番、眞野でございます。隣に高圧線の鉄塔があります。杭打ちの機械が並んでいますが、本当に置けるのですか。

○議長 申請人

○申請人 杭打機の組み立てを行っておりますので、高圧線にかかる危険性はあるかと思いますが、東京電力の担当者と連絡を取りまして、協議しました。結果としまして、使用区域の指定をされ、高圧線に近い区域は、高さが30mを越えないようにするように支持を受けております。高圧線は、最低40mの高さがあり、実際、アームがぶつかる恐れはございません。また、現在使用している組み立て機をそのまま使用しますので、台数も増えません。

○議長 他に何かございませんか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第13項～第15項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手多数であります。

よって、議案第3号第13項～第15項は、許可相当と決しました。

○議長 続きまして、議案第4号、平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第5号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。

議案第4号 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるところでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、7件、19筆、地積20,557㎡でございます。

詳細でございますが、議案の8ページ～10ページをお願いいたします。

申請番号1番～6番までは経営安定のため、申請番号7番は、農地中間管理事業活用のため、期間は、3年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

次の議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の11ページ～13ページをお願いいたします。

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、1農事組合法人が、1筆、3,925㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号及び議案第5号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員の方は、ご苦勞様でございます。

自己紹介をお願いいたします。

———（職員自己紹介）———

○農政課 農政課の春田と申します。いつもお世話になっております。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは議案第4号及び議案第5号について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員の方は退席をお願いいたします。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

○議長 先に議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第5号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 事務局より報告事項について、説明いたします。

それでは、議案の14ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、3筆、福祉施設用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

資材置場用地としようとするもの1件、2筆、駐車場用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅用地としようとするもの2件、3筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。
山林として地目変更申請のあったもの、1件、2筆でございます。
報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 事務局

○事務局 相川 議案第2号の農地法第4条、太陽光発電施設用地の申請の件ですが、先程、長澤委員の質問の趣旨を申請者の■■■さんに説明をし、佐倉市の担当課の土木管理課を紹介しました。土木管理課の指導に基づいて、道路幅員を決めていただく方向で、将来に渡って、問題を残さないように、ご説明をしておりますので、ご理解の程、お願いいたします。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上を持ちまして、第10回農業委員会総会を終了いたします。

=== 会 議 終 結 ===